



2018.11.9

コチ コンサルティング

11月4日、個人所得税法改正の細則2件（実施条例、専項付加控除暫定便法）の意見公募が締め切られましたが、11月2日には、10月1日開始の個人所得税基礎控除額引き上げによる**納税者メリットを個人納税者に享受させるよう**に国家税務総局より公告が出ています。社会保険納付のブラックリスト管理・住宅積立金納付のブラックリスト管理への公開意見公募も10月に実施されており、社会保障制度の厳格化の動きが伺えます。一方で、11月2日の国务院常务会议では社会保険費用負担軽減政策が発表されています。本号では、2019年に向けての社会保障政策の動向をご報告します。

下記の政策変更対応の為のセミナーもご活用下さい。

●改定個人所得税法の対応の為の「システム導入による人事管理基盤整備」セミナー

11月21日、上海ガーデンホテル ジャズミン <https://cochicon.com/2924.html>

●2019年人事管理実態一斉調査報告会

12月6日、上海ガーデンホテル グランドボールルーム <https://cochicon.com/2952.html>

一斉調査参加企業様対象。一斉調査参加希望のお客様には対応可能ですので、お問合せ下さい。

一斉調査実施要項：<https://cochicon.com/2907.html>



HR Café

注目Q & A：社会保険徴収機構変更にもなうQ & A。Aは次項末尾を参照下さい。

1：ガソリン手当等の所得税課税対象手当全てを社会保険基数に参入しなくてはなりませんか？

2：上海で所得税を納付していますが、社会保険は地方勤務地で納付しています。リスクは？

内容 ■ 国家税務局税收政策の公告（2018年11月2日）

■ 社会保障政策の動向

- ・《社会保険領域重大信用失墜“ブラックリスト”管理暫定便法（意見公募稿）》
- ・住宅都市建設領域の信用情報管理暫定便法等の公開意見公募
- ・社会保険納付率引き下げ最新政策（11.02国务院常务会议公布）

## 人事・労務情報

■ 国家税務局税收政策の公告（2018年11月2日）

11月2日、国家税務局より、10月からの個人所得税基礎控除額引き上げ（参照：[2018年10月～12月の所得税税率表](#)）の実施に関し、適正控除がなされていないケースがあることから、納税人へ個人所得税改革のメリットを享受させるよう公告が出されました。

- 1、10月1日以降の賃金所得に対して、源泉徴収者は月額5,000元の基礎控除を確実に実施し、納税人のメリットを確保しなくてはならない。
- 2、10月分賃金の納税申告の際に誤って9月分として納税し、5,000元の基礎控除を享受していない場合は、納税人、源泉徴収人とも法に基づき税務機関に払い戻しを請求することができる。
- 3、源泉徴収義務企業が10月1日以降の賃金支給に際し、5,000元の基礎控除を実施しなかった場合、納税人は税務機関に告訴することができ、税務機関は源泉徴収義務企業に指導の上、早急に解決を図り、納税人の合法的権利の保障を図る。

**NAVI** 賃金を手取り額（ネット）で契約している企業では、基礎控除額引き上げによる納税額減少部分を従業員に還元していないケースが多いようですが、税制改正による減税メリットは納税人に還元しなくてはならないことが明確にされています。

### ■ 社会保障政策の動向

#### ● 《社会保険領域重大信用失墜“ブラックリスト”管理暫定便法（意見公募稿）》

10月16日から10月29日まで、人力資源社会保障部弁公室より、社会保険関連法律法規順守に関わる便法が公開され、意見公募がされました。社保関連法規に違反している雇用企業、社会保険サービス機構及び関連人員、被保険者を重大信用失墜記録情報として管理し、各種の政府関連許認可、融資判断、税収優遇など多方面の信用基準に適用するとしています。

#### ● 住宅都市建設領域の信用情報管理暫定便法等の公開意見公募

10月15日から19日まで、住宅都市（住房城郷）建設部弁公庁より、不動産取引、都市建設等に関わる違法行為・信用失墜行為者（企業、個人、政府機構等を対象とする）の情報を管理し、上述の社会保険ブラックリスト同様、各種の政府関連許認可、融資判断、税収優遇など多方面の信用基準に適用とした便法3種の公開意見公募が実施されました。企業管理者に関わる事項では、住宅積立金の合法納付が対象行為とされています。

**NAVI** 現在農村戸籍者への住宅積立は非強制ですが、地域や担当の運用により、信用失墜行為とされる可能性も否めず、戸籍制度廃止も視野に入れ、農村戸籍者への住宅積立制度の導入を検討する時期かもしれません。

\* 農村戸籍従業員の住宅積立：<https://cochicon.com/358.html>

#### ● 社会保険納付率引き下げ最新政策（11.02国务院常务会议公布）

2019年1月1日からの税務部門が社会保険費用を徴収する体制への移行にともない、社会保険料納付の不備が納税額との不整合性から明白になることから、“清欠清繳”（不足部分を追納する）必要性が社会問題となっています。これまで社会保険の正常納付を怠っていた民営企業等では人件費コストの急上昇に耐えられず、雇用に影響がでることが懸念されています。

11月2日の国务院常务会议では、2019年4月で終了予定の失業保険納付率の引き下げ政策を期限を定めず延期し、失業保険雇用安定企業支援措置（安定雇用企業への失業保険の還付）を継続するとしています。（還付金支給方式から、保険費用減額による失業保険料の50%還付に変更）

失業保険：<https://cochicon.com/372.html> 社会保険引下動向：<https://cochicon.com/2962.html>

失業保険 雇用安定企業支援措置：<https://cochicon.com/2961.html>



#### 社会保険料徴収機構の税務局への移行に伴うQ&A 1

Q：ガソリン手当や永年勤続奨励金なども所得税課税対象額と指摘を受けましたが、社会保険基数にも参入する必要はありますか？

A：厳密には、課税対象所得は社会保険基数に繰り入れる必要があります。



#### 社会保険料徴収機構の税務局への移行に伴うQ&A2

Q：地方の非経営性分公司や営業所で勤務している社員は、総公司（上海）で労働契約を締結し、給与は総公司から支給し、所得税は上海に納付していますが、社会保険は勤務地の人材会社の社会保険口座を借用して納付しています。上海の総公司が支給している賃金額と社会保険基数には大きな差がありますがリスクはありますか？

A：社会保険納付の方法が他に無いため、社会保険監査の場合には、理由を明確にし、地方での適正納付の証拠を提示することで、通常は社会保険監査は対応可能です。